松江市宿泊税制度普及促進補助金交付要綱

（趣旨）

第1条　市の交付する松江市宿泊税制度普及促進補助金については、松江市補助金等交付規則（平成17年松江市規則第48号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第2条　この要綱において「登録特別徴収義務者」とは、松江市宿泊税条例（令和7年松江市条例第30号）第11条第4項の規定により登録を受けた宿泊税特別徴収義務者をいう。

（交付の対象等）

第3条　補助金の名称、補助金交付の目的、補助金の交付の対象である事務又は事業の内容、補助金の交付の率又は金額、補助事業者の範囲及び終期は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市宿泊税制度普及促進補助金
補助金交付の目的	登録特別徴収義務者が担う事務の負担に鑑み、登録特別徴収義務者に対し宿泊税制度普及促進補助金を交付することで、宿泊税制度の普及と円滑な運営を図ることを目的とする。
補助金の交付対象である事務又は事業の内容	納税義務者に対して行う宿泊税制度の周知・説明及び理解促進
補助金の交付の率又は金額	補助金の交付を受けようとする会計年度において交付を受けた松江市宿泊税特別徴収事務交付金の額と同額
補助事業者の範囲	補助金の交付を受けようとする会計年度において松江市宿泊税特別徴収事務交付金の交付を受けた登録特別徴収義務者であって、補助金の申請日において、市税に滞納がないもの
終期	令和9年3月31日

（交付の申請）

第4条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、松江市宿泊税制度普及促進補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2　前項に規定する申請があったときは、規則第12条の規定による実績報告があったものとみなす。

3　第1項の規定による補助金の交付申請は、当該補助金を受けようとする会計年度の12月2

8日（その日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日に当たるときは、その翌日）までに行わなければならない。

（補助金の交付決定及び確定）

第5条　市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、交付すべき補助金の交付を決定し、補助金の額を確定したときは、申請者に対し、松江市宿泊税制度普及促進補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第6条　市長は、補助金の交付を受けようとする会計年度において交付を受けた松江市宿泊税特別徴収事務交付金の額に変更があったときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

（着手届及び完了届の省略）

第7条　規則第11条ただし書の規定により、着手届及び完了届の提出は、これを省略するものとする。

（雑則）

第8条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（有効期限）

2　この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした補助金の交付決定を取り消すときは、この限りでない。

附　則

この要綱は、令和8年10月1日から施行する。